

4. 緊急支援状況（要請を含む）

（1）利水ダム監視への応援

阪神・淡路地域の利水ダムでは、職員が人命救助、被災者対応、ライフラインの応急復旧等の活動に追われて、ダムの継続監視や余震時点検の体制が十分でないダムがあった。このような状況において、緊急支援及び二次災害防止の観点から利水ダム監視への応援体制を執ることとした。

① 阪神地域の利水ダム

水資源開発公団関西支社から余震時のダム臨時点検について応援の申し出があり、被災地の状況・距離等を考慮して阪神地域の利水ダムの応援を要請した。

水資源開発公団関西支社をはじめ関係機関との協議の結果、2月3日から丸山ダム・北山ダム（西宮市）、深谷ダム・川下川ダム（宝塚市）の4ダムにおいて、余震時（震度4以上）の臨時点検応援体制に入った。応援連絡体制を直ちに整備するとともに2月6日・7日には対象ダムの事前点検を実施した。また、2月13日には、奥山ダム（芦屋市）、千苺ダム（神戸市）を追加することとし、事前点検は2月15日に建設省土木研究所の現地調査の一環として実施した。事前点検結果について適宜報告を受けるとともに、被害・変状の対応措置について適切なアドバイスをいただいた。

結果的に震度4以上の余震が発生しなかったため、実際の出勤点検はなかったが、5月中頃までの3箇月間にわたり表-Ⅲ.4.1の応援体制がとられた。

表-Ⅲ.4.1 余震時ダム臨時点検応援体制

役 割	担 当 者
総括責任者	建設部設計課長、建設部工務課長
関西支社対外連絡担当者	建設部設計課長、管理部施設課長 総務部総務課長
深谷ダム・北山ダム 点検担当者	丹生ダム調設課長、川上ダム係長 日吉ダム調設課長、木津総管係長
丸山ダム・北山ダム 点検担当者	建設部施設課長、丹生ダム係長 琵琶湖総第三管理課長、建設部施設課
川下川ダム・千苺ダム 点検担当者	比奈知ダム調設課長、一庫ダム係長 川上ダム調設課長、日吉ダム係長

② 淡路地域の利水ダム

淡路地域の利水ダムについては、洲本土木事務所ダム建設室が地震後に現地調査を行うとともにその後の漏水量観測等の状況監視について応援を行った。

現地調査を実施したダムは、常磐ダム・大日川ダム（18日）、猪鼻第2ダム・天川第1ダム・天川第2ダム・初尾川ダム・鮎屋川ダム（20日）、成相池ダム（24日）である。また、漏水量観測等の状況監視について応援を行ったダムは、常磐ダム・谷山ダム及び洲本市管理5ダムで、期間は1月21日から2月21日までである。

(2) ライフライン復旧等のための占用許可手続き簡略化

今回の震災により、市民生活にとって不可欠な水道、ガス、電気等のライフラインも多く被災し、これらの早期復旧が緊急かつ重大な課題となった。

こうした施設のほとんどは道路の占用物件として道路空間に設置されていることから、占用手続きの簡略化等、その早期復旧に向け道路管理者としても積極的に協力することが必要となった。

このため、平成7年1月18日に建設省から阪神・淡路大震災に伴う占用手続きの簡略化について通知があり、これを受け、道路の啓開等企業者からの協力要請に対する道路管理者としての可能な限りの協力、当面の間、工事に伴う道路管理者への手続き(届け出の処理)の簡略化、及び占用物件の数量等の変更に伴う後日の占用許可申請手続き(変更手続き)について対応するよう関係土木事務所に対しその内容を通知するとともに、県警交通規制課との調整を行った。さらに、2月6日に建設省近畿地方建設局からその通知の趣旨徹底の通知があり、2月23日に再度関係土木事務所長あてに趣旨徹底を通知した。

兵庫 県 土 木 部 長 殿	事 務 連 絡 平成7年1月18日
	建設省道路局 路政課長 国道第一課長 国道第二課長 地方道課長
兵庫県南部地震に伴うライフラインとなる占用物件の災害復旧の取扱いについて	
標記についてはその緊急性に鑑み、道路管理者としても可能な限り協力する必要があり、建設省においては、別紙の内容のとおり取り扱うこととしたので、参考とされたい。 なお、府県にあつては、貴管下道路管理者に対してもこの旨周知願いたい。	

道路関係各工事事務所長 殿	建近道政第11号 平成7年1月18日
	建設省近畿地方建設局 道路部長
兵庫県南部地震に伴うライフラインとなる占用物件の災害復旧の取扱いについて	
今回の地震に伴い、市民の生活にとって不可欠ないわゆるライフラインとなる占用物件が多数被災し、その復旧が極めて緊急を要することに鑑み、標記については、当面下記のとおり取り扱われたい。	
記	
1. 占用企業者の災害復旧については、道路の啓開等企業者からの協力要請に対し、道路管理者として可能な限り協力すること。 2. 当面、工事に伴う道路管理者への手続については、事態の緊急性に鑑み、とりあえず届出の処理を簡略化して行っても差し支えないものとする。 3. なお、占用物件の数量等に変更を生じる場合については、改めて後日、占用許可申請手続(変更手続)をとらせること。	

建近道政第36号  
平成7年2月6日

道路関係各工事事務所長 殿

道 路 部 長

兵庫県南部地震に伴うライフラインとなる占用物件の迅速かつ円滑な復旧について

兵庫県南部地震に伴い被災した市民の生活にとって不可欠な電気、ガス、水道、下水道等のいわゆるライフラインとなる占用物件の復旧を迅速かつ円滑に進めることが非常に重要な状況にある。

兵庫県南部地震に伴うライフラインとなる占用物件の災害復旧の取扱いについては、既に平成7年1月18日付け建近道政第11号により道路の啓開等占用企業者の災害復旧について道路管理者として可能な限り協力すべきこと、手続について可能な限り簡略して差し支えないこと等を指示しているところであるが、現時のこのような状況にかんがみ、ライフラインとなる占用物件の迅速かつ円滑な復旧の観点から、占用企業者からの相談、要請等に対しては前記通達の趣旨に従い適切に対応されたい。又、ライフラインの復旧工事に関する調整等工事に関して協力できることについてもできる限り協力するよう配慮されたい。

注) 2月23日に西宮、加古川、洲本土木事務所長あて同趣旨の文書通知

### (3) 二級河川武庫川からの緊急取水

神戸市北区の主な水源である千苺貯水池（千苺ダム）は、二級河川武庫川水系羽束川にあり、平成6年夏季からの渇水により貯水量が減少していた。

このため、神戸市水道局は、渇水対策に本格的に取り組むため準備を始めていたところ、平成7年1月17日の地震となった。

北区においても、地震直後の水道管の破裂に伴う漏水の多発、さらに水道復旧後には、親類知人を頼って市街地から水を求めてくる人々の需要増等の影響から配水量が急増したため、貯水量の減少が一段と激しくなり、夜間断水も避けられない状況となっていた。

そのため、同市は、同年2月7日に夜間断水実施を決定し、2月12日に新聞記者発表を行う予定であったところ、2月10日の神戸新聞夕刊が「北区、夜間断水へ」の記事を掲載したため、同市水道局北センターへは市民からの問い合わせが集中した。

同日、土木部河川課に対し、以上の状況について、兵庫県災害対策本部ライフライン部で生活用水の供給等を担当していた企業庁水道課を通じて、状況の説明及び武庫川からの緊急取水について打診があった。

この対応について、検討した結果、

- ・千苺貯水池の貯水量は、全貯水量の約11%となっており、このままではあと1箇月で水源が底をつくこと。
- ・他区の水道の復旧が未だ6～7割の状況にあり、夜間断水に入ると復旧の足を引っ張り、市民の不安を増大させること。
- ・同区の民家やゴルフ場等の浴場を他区の被災住民が利用する等により給水量が急増していること。
- ・都心部の水需要増により阪神水道企業団から同区への送水が不可能であること。

等から、建設省近畿地方建設局河川部水政課とも協議の上、武庫川水系青野川の青野ダムからの緊急放流が可能であることから、下流の水利権者及び関係河川使用者の同意を得ることを条件として、取水量が下流の水利権者の取水に支障のない量に限り、緊急取水を認めることとした。

2月13日に神戸市水道事業管理者から武庫川からの緊急取水について、下流の水利権者等の同意書を添付の上、文書で依頼があり、同日付けで失効条項、劣後条項等の条件を付して、同年3月31日まで20,000㎥/日の取水を認めることを承諾した。

同市水道局は、直ちに神戸市千苺浄水場に隣接する神戸市北区道場町生野 780番地先(二級河川武庫川左岸)に、水中ポンプの設置等の取水施設の準備を行い、2月17日から取水を開始した。

なお、当初の期限は、同年3月31日までとしていたが、3月30日現在、依然として千苺貯水池の貯水量が十分回復していなかったことから、同日、神戸市水道事業管理者から期間延長の依頼があり、3月31日付けで同年4月15日までの延長を承諾した。

4月15日に期限のとおり取水を完了し、4月17日に取水施設の撤去、取水箇所の原因回復を終えた。

#### (4) 建設業協会への要請

1月17日、(社)兵庫県建設業協会に対し、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市の7市の地域において、自衛隊より出動協力依頼があれば、バックホウ、ショベル、クレーン等を保持し、直に出動できる実働業者の業者名、機械名、連絡先、代表者氏名等を記載した名簿の提出を依頼した。

その後、(社)兵庫県建設業協会より、依頼を受けた地域のうち尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市の5市においては、交通事情の絡みから対応が困難との回答を得たので、大阪府土木部を通じて、(社)大阪建設業協会に対し同様の依頼を行った。

これに対し、兵庫県建設業協会及び大阪建設業協会から、重機配備の作業部隊の名簿が提出され、この名簿及び趣旨を自衛隊に通知した。

表-Ⅲ.4.2 建設業協会からの回答(協力業者数)

協会名	対象地域	機械名	業者数	
			1月18日	1月20日
兵庫県建設業協会	神戸市内	バックホウ ショベル、クレーン	27 社	28 社
大阪建設業協会	尼崎、西宮 伊丹、宝塚 川西の各市	同上	58 社	102 社
計			85 社	130 社

## 5. 被災者等への情報提供

大災害の発生に際し、何よりも求められることは、正確な情報の入手と、その情報を迅速に県民に伝え、人心の安定を図ることである。

しかしながら、このたびの大震災に際しては、発生直後からの停電、電話回線の不通という事態に加え、被災地の交通手段がことごとく寸断され、情報対策にあたるべき要員の確保さえ容易ではなかった。1月17日は、災害対策本部として情報の収集さえままならず、県政記者に報道機関からの情報提供を要請する状況でもあったが、18日以降は、災害対策本部会議終了の都度、定期的に被災状況、避難者の状況、緊急物資対策、住宅対策、ライフラインの状況等について発表を行っていった。

土木部においても、情報収集が可能となった段階から、緊急物資の輸送対策や、二次災害に関する情報について発表するとともに、以降、復旧が進んでいく段階においても、降雨による二次災害の防止のための情報や、交通規制の状況、交通機関の復旧状況について積極的に記者発表していった。

(資料2 阪神・淡路大震災に関する記者発表 参照)



写真-Ⅲ. 5. 1 記者会見する貝原知事  
(平成7年1月23日 「現地連絡会議」終了後)